東川町二世帯居住推進事業

親子二世帯の暮らしを応援します

町内産業の振興及び安全安心な暮らしによる豊かなコミュニティを創造することを目的に、住宅の建築経費に対して補助します。

●補助金交付要綱（以下抜粋）を満たす住宅を新築（購入）する場合

【対象者】町内に新築または、増改築する者で、要綱に定める要件に該当する者
①５年以上東川町に居住している者が、
親または子との同居近居を目的に建築する者
②後継者が、親との同居近居を目的に建築する者

【条　件】
- 住宅本体の床面積が 78.7 ㎡以上
- 新築、購入の場合は東川風住宅設計指針に定める審査基準を満たすこと
- 着手前に必要書類を提出し、交付決定を受けること

※詳細は要綱を参照ください

【補助金額】　事業費の 1/2 以内で上限５０万円の補助
（二世帯住宅を**新築**する場合は、上限１００万円）

＜東川風住宅＞（イメージイラスト）

★様々なケースがありますので、まずはご相談ください。

写真文化首都　北海道「写真の町」東川町
都市建設課建設室
tel　0166-82-2111

この補助制度は、平成３１年度限り